

久慈広域連合 第9期介護保険事業計画

2024(令和6)年度～2026(令和8)年度

～ 概要版 ～

～高齢者が住み慣れた地域で
安心していきいきと生活を継続できるように～



2024年（令和6年）3月

久慈広域連合

I 計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

久慈市、洋野町、野田村、普代村を合わせた久慈広域管内では、国よりも速いスピードで高齢化が進んでおり、2023（令和5）年9月末現在、管内の高齢化率は38.3%を示し、2040（令和22）年には48.7%となり、およそ2人に1人が高齢者となる見込みです。

本計画は、介護保険法第117条に基づき策定する計画で、介護保険サービスの利用の見込み、サービス提供の確保の方策など介護保険事業を運営していく上で必要となる事項を定めるものです。第9期介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）は、2025（令和7）年、2040（令和22）年の高齢者介護の姿を見据え、長期的な視野に立ち、そこに至る中間段階としての性格を有します。

久慈広域連合では第8期計画までの介護保険事業計画の実績を検証した上で、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業等の実施を計画的に行うべく、第9期計画を策定します。

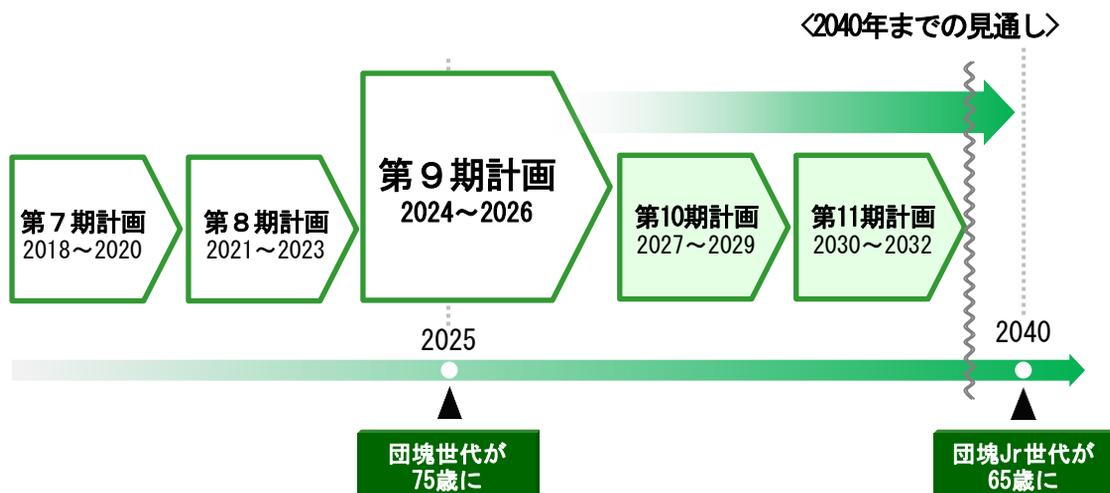
2 計画の位置づけ及び他計画との関係

久慈広域連合の介護保険事業計画の位置付けは、関係市町村である久慈市、洋野町、野田村、普代村それぞれの高齢者福祉計画と一体的に作成される計画です。

また、効率的で質の高い医療提供体制の運営と、在宅医療・介護の充実等を図る地域包括ケアシステムの深化・推進が一体的に行われるよう、県の介護保険事業支援計画や保健医療計画等の関連する計画との整合性を確保することが必要です。さらに、各関係市町村の地域福祉計画、健康増進計画、その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉または居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとしします。

3 計画の期間

計画期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3か年となります。本計画の期間中に、団塊の世代（1947（昭和22）年から1949（昭和24）年生まれの方）が75歳以上となる2025（令和7）年を迎えます。また、2040（令和22）年には、団塊ジュニア世代（1971（昭和46）年から1974（昭和49）年生まれの方）が高齢者となることから、それらを見据えた長期的な目標を掲げた計画となります。



4 介護保険制度の主な改正

改正1 介護情報基盤の整備

(介護保険制度の見直しに関する参考資料)

- 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施。

改正2 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

(改正介護保険法の施行等について(報告))

- 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備。
- 収集した情報を国民に分かりやすく伝えるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設。

改正3 医療と介護の連携の推進

(令和6年度介護報酬改定の主な事項について)

- 在宅における医療ニーズへの対応強化や医療と介護の連携強化のため、各種加算の新設や見直し。
- 高齢者施設における医療ニーズへの対応強化や高齢者施設と医療機関の連携強化のための規定の見直し。

改正4 自立支援・重度化防止に向けた対応

(令和6年度介護報酬改定の主な事項について)

- 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿うよう、多職種連携やデータの活用等を推進。

改正5 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

(令和6年度介護報酬改定の主な事項について)

- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進。
- 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定の新設。

改正6 地域包括支援センターの体制整備等

(改正介護保険法の施行等について(報告))

- 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所(ケアマネ事業所)も市町村からの指定を受けて実施可能となることや重層的支援事業の実施により、地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備。

改正7 第1号保険料の標準段階の9段階から13段階への多段階化等

(介護保険法施行例の一部を改正する政令等の公布について 老発0119第3号)

- 介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する(標準段階の9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等)ことで、低所得者の保険料上昇の抑制(低所得者の最終乗率の引下げ)を図る。

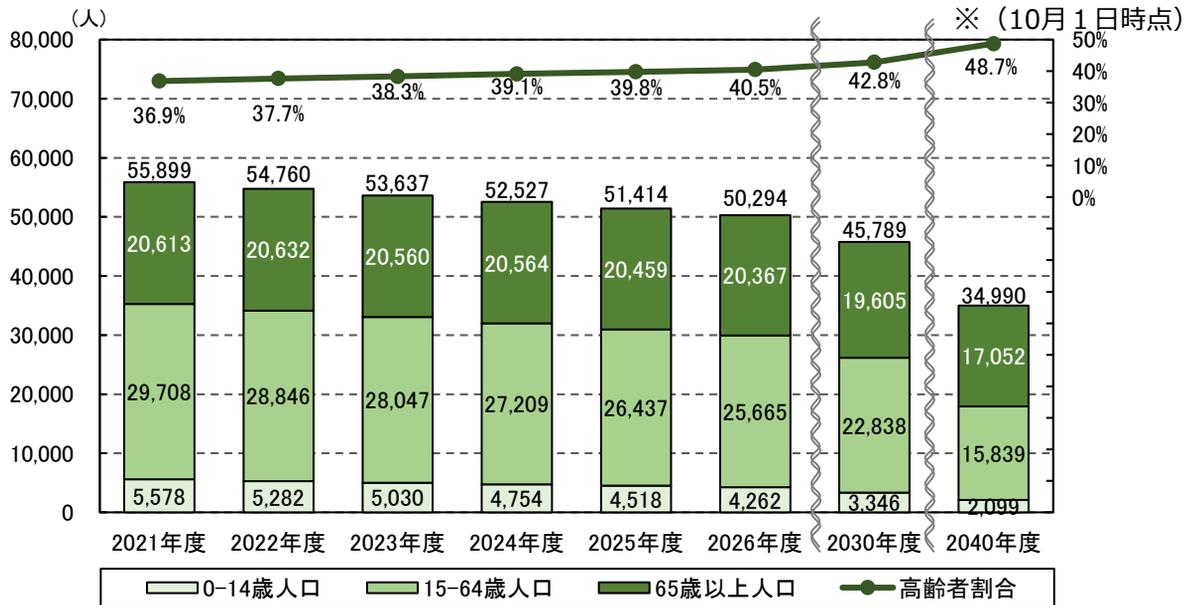
Ⅱ 久慈広域管内の状況

1 人口及び高齢者数の推移と推計

久慈広域管内の人口は、2023（令和5）年には53,637人となり、年々減少傾向で推移しています。また、高齢者人口は増加傾向で推移していましたが、2022（令和4）年の20,632人から年々減少する傾向にあり、2025（令和7）年には20,459人、2040（令和22）年には17,052人と推計されます。

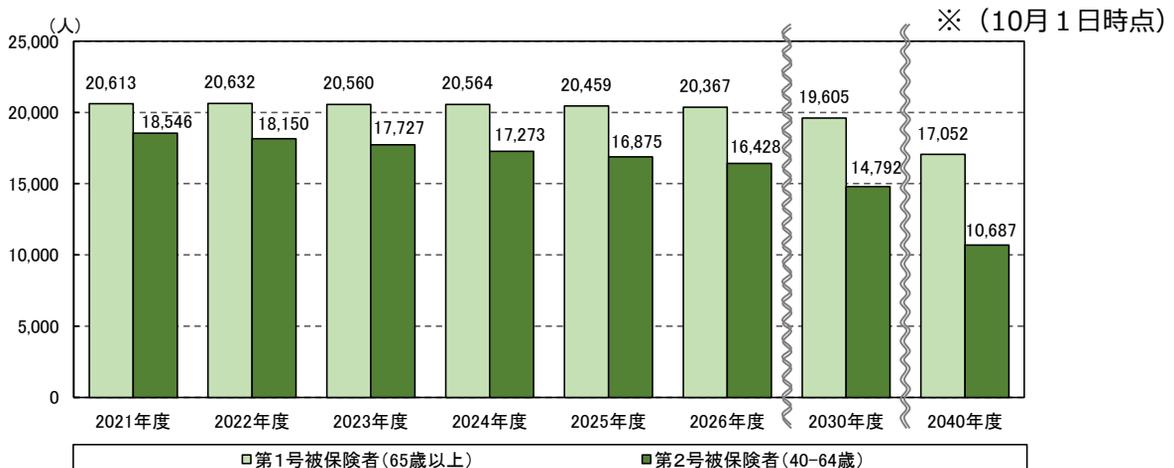
一方、後期高齢者は増加し続け、2030年（令和12）年には11,813人と推計されます。

高齢化率は2023（令和5）年の38.3%から2040（令和22）年には48.7%となり、10.4ポイント上昇するものと推計されます。



2 被保険者数の推計

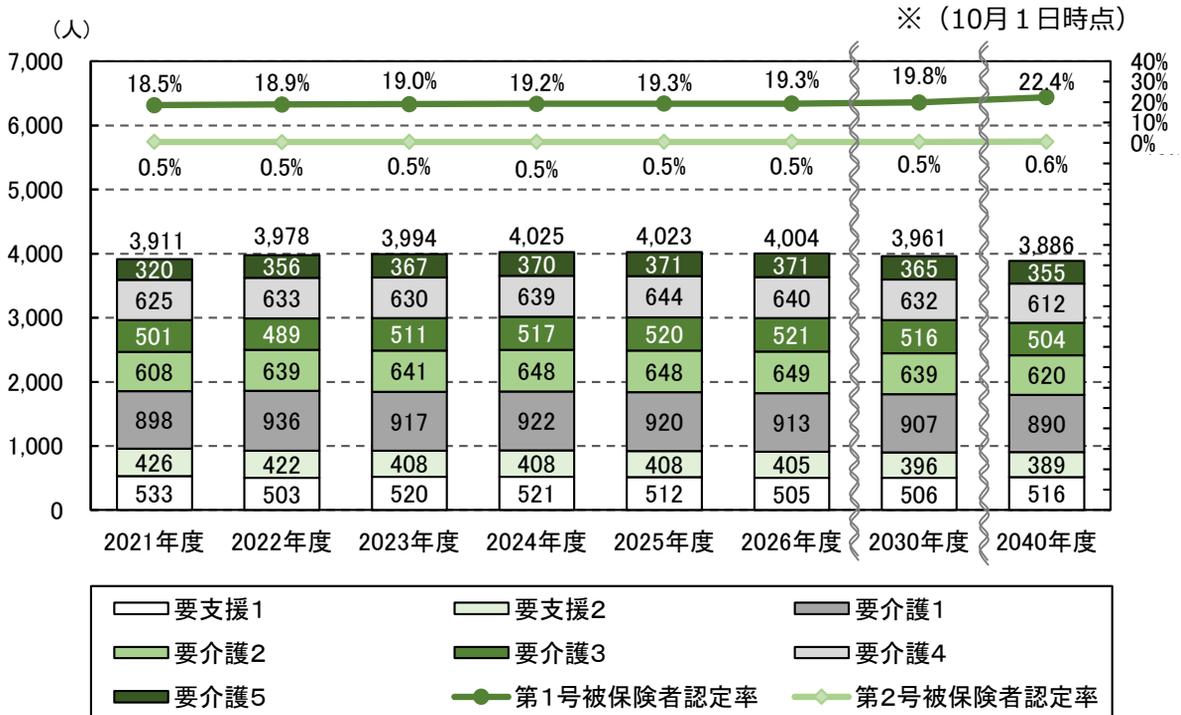
被保険者数は、65歳以上の「第1号被保険者」が2022（令和4）年から減少傾向で推移するものと推計されます。また、40歳～64歳の「第2号被保険者」も減少が続くものと推計され、2026（令和8）年には16,428人となる見込みです。



3 要介護認定者数の推移と推計

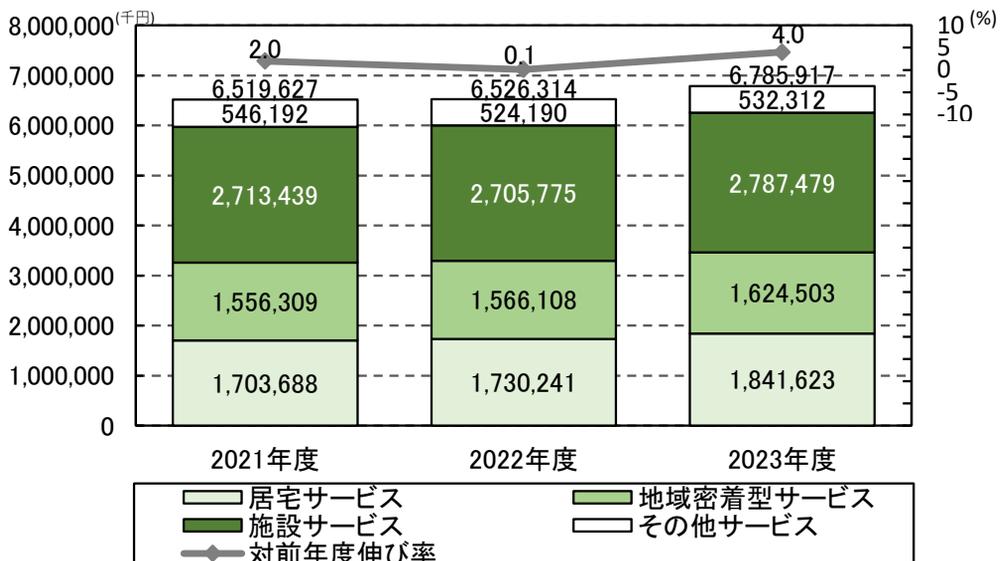
2024（令和6）年度以降の久慈広域管内の要支援・要介護認定者数を地域包括ケア「見える化」システム保険料推計機能により推計しました。

認定者数は、人口推計及び要支援・要介護認定者の認定率の実績などから予測すると2024（令和6）年度をピークに減少傾向に転じ、2026（令和8）年度の要介護等認定者は4,004人と見込まれ、2030（令和12）年度には3,961人となる見込みです。この認定者数をもとにして介護保険サービスの利用量を見込みました。



4 介護保険給付費の推移

久慈広域連合の介護保険給付費は増加傾向にあり、対前年度伸び率は0.1～4.0%程度となっています。内訳をみると、居宅サービス、地域密着型サービスが増加傾向で推移しています。また、構成比の推移をみると、全てのサービスは横ばいで推移しています。



Ⅲ 計画の骨組み

計画の基本理念

第9期計画は、効果的・効率的な介護給付の推進にあたって、2040（令和22）年を見据えつつ、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促します。こうした取組を通して適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図ることで介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築につなげます。

このような趣旨により、第9期計画においても前期計画を引き継ぎつつ、さらに活力ある地域づくりとしていくため、基本理念を以下のとおりとしました。

高齢者が住み慣れた地域で
安心していきいきと生活を継続できるように

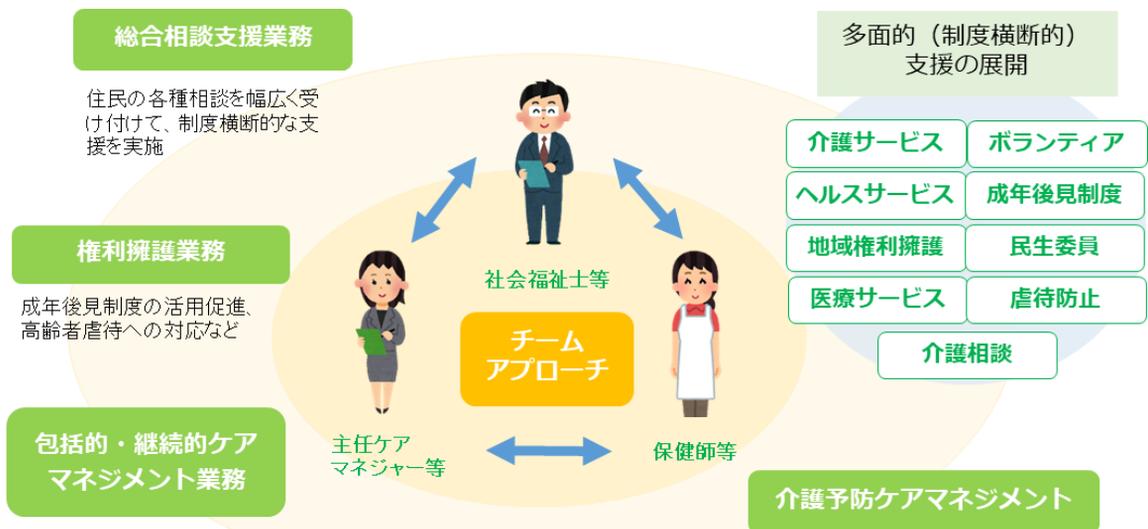
Ⅳ 地域で安心して暮らし続けるために

1 地域包括支援センターの体制整備

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける高齢者支援の中核となる施設です。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

現在、市町村によって運営されており、久慈市、野田村及び普代村に各1か所、洋野町に2か所が設置されています。このほか、ブランチ（相談窓口）が久慈市に2か所設けられています。

今後の高齢化の進展やヤングケアラー等、増加するニーズに適切に対応する観点から、地域包括支援センターの体制整備を行うため、2024（令和6）年4月から居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も久慈広域連合からの指定を受けて介護予防支援を実施できることとなります。

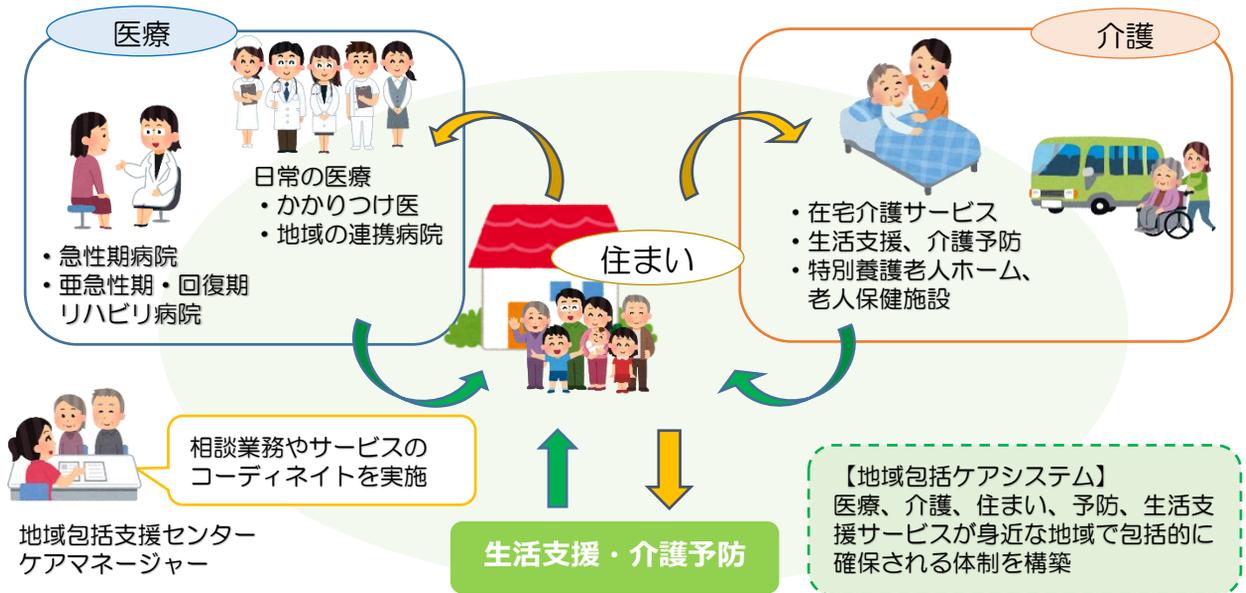


- 「地域ケア会議」の充実等を通じた自立支援型ケアマネジメントへの支援
- ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談
- 支援困難事例等への指導・助言

介護予防・生活支援サービス事業対象者に対する介護予防ケアプランの作成など

2 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心していきいきと生活を続けることができるよう、保健、福祉、医療等関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の整備に努めます。



3 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、本人の容態に応じた適切な支援により、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症施策推進大綱の中間評価の結果を踏まえた適切な支援体制を構築していきます。

また、認知症の人やその家族の視点を重視し、認知症の人が地域で自立した日常生活を送るための支援のほか、教育、地域づくり、雇用その他の認知症に関連する施策と連携した取組などを市町村と連携して行うとともに、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容も踏まえて、総合的に認知症施策を推進していきます。

● 推進する主な施策 ●

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 若年性認知症施策の強化
- ④ 認知症の人の介護者への支援
- ⑤ 認知症を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進

4 生活支援サービスの体制整備

高齢者の一人ひとりのニーズにきめ細かに応えるためには、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体がサービスを提供できる体制の構築や、より身近な自治会、老人クラブ、地域活動団体などからの支援が不可欠です。また、高齢者自身がサービスの提供者となり、社会的な役割を持つことが生きがいや介護予防にもつながります。

これら、様々なサービスの提供主体が、円滑にサービスを提供していくため、協議体や、地域のニーズと社会資源をコーディネートする生活支援コーディネーターの活用により、生活支援施策の充実を図るための基盤整備を推進していきます。

また、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする就労的活動支援コーディネーターを配置するなど、高齢者の社会参加等を促進します。

5 地域支援事業（その他事業）

家族介護支援事業などを実施し、介護保険事業運営の安定化を図るとともに、高齢者及び介護者の生活を支える地域づくりを進めていきます。

● 推進する主な施策 ●

①家族介護支援事業

- 家族介護教室
- 認知症高齢者見守り事業
- 家族介護継続支援事業

②その他の事業

- 成年後見制度利用支援事業
- 福祉用具・住宅改修支援事業
- 地域自立生活支援事業



6 災害対策・感染症対策の推進

近年の災害の発生や感染症の流行を踏まえ、関係市町村が介護事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、研修等の実施、必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備することが重要となっています。

また、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等が義務付けられていることから、関係市町村と連携して、管内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行っていきます。

V 持続可能な介護保険事業の運営に向けて

1 介護給付サービス整備計画

地域包括ケアシステムの構築や認知症高齢者の支援体制を整備充実するため、介護保険施設の整備に取り組むとともに、高齢者のニーズに応じて、住み慣れた地域で安心、安全な暮らしができる環境整備に向け、市町村の実情に合わせた連携を図ります。

久慈広域管内の介護サービス事業所（令和6年3月現在）

介護サービス区分		施設数					定員等 (4市町村計)
		久慈市	洋野町	野田村	普代村	計	
居宅サービス	訪問介護	9	3	1	1	14	
	訪問入浴介護	-	-	-	-	-	
	訪問看護	2	1	1	-	4	
	通所介護	6	4	1	1	12	
	通所リハビリテーション	3	1	-	-	4	
	特定施設入居者生活介護	1	-	-	-	1	42
	福祉用具貸与・販売	2	-	-	-	2	
地域密着型サービス	地域密着型通所介護	12	2	1	-	15	207
	認知症対応型通所介護	2	1	1	-	4	33
	小規模多機能型居宅介護	4	5	-	1	10	267
	認知症対応型共同生活介護	5	4	1	1	11	153
	地域密着型介護老人福祉施設	1	1	1	-	3	87
	地域密着型特定施設	-	1	-	-	1	15
施設サービス	介護老人福祉施設	3	2	1	1	7	405
	介護老人保健施設	3	2	-	-	5	352
	介護医療院	1	-	-	-	1	19

久慈広域管内の介護サービス事業所（計画）

介護サービス区分		施設数					定員等 (4市町村計)
		久慈市	洋野町	野田村	普代村	計	
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護	-	1	-	-	1	29
	看護小規模多機能型居宅介護	1	-	-	-	1	29
施設サービス	介護老人福祉施設	-	1	-	-	1	45

久慈広域管内のサービス付き高齢者向け住宅（計画）

介護サービス区分		施設数					定員等 (4市町村計)
		久慈市	洋野町	野田村	普代村	計	
サービス付き高齢者向け住宅		-	1	-	-	1	未定

2 介護保険事業費用の見込み

介護サービスの事業運営にかかる費用としては、介護サービス、介護予防サービスなどの給付費が大半を占めますが、そのほか、特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、審査支払手数料、地域支援事業費、財政安定化基金拠出金などから構成されます。

	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	合計
標準給付費	6,894,466千円	7,109,077千円	7,091,170千円	21,094,713千円
地域支援事業費	483,119千円	490,300千円	490,200千円	1,463,619千円
計	7,377,585千円	7,599,377千円	7,581,370千円	22,558,332千円

VI 第1号被保険者の介護保険料

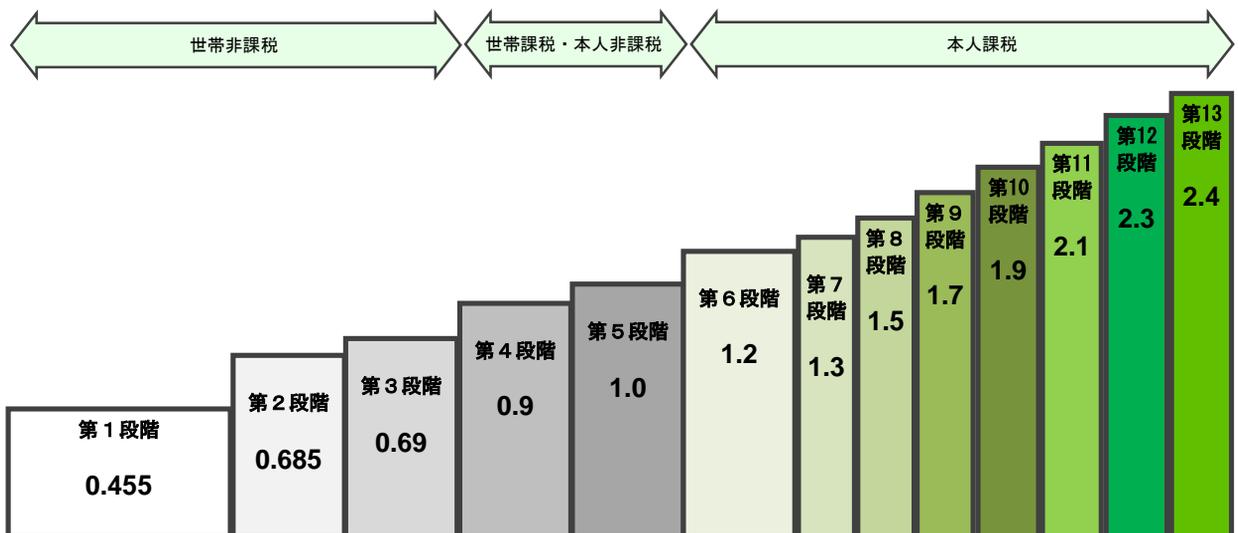
1 第1号被保険者保険料の段階設定

第1号被保険者の保険料については、負担能力をきめ細かく反映させて保険料段階別に基準額乗率を設定します。

第9期計画においては、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化する（標準段階の9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることを目的として、13段階で設定しています。

また、第9期計画においては、低所得者の保険料軽減の強化を図るため、公費を投入して保険料基準額に対する乗率の引き下げを行います。

● 保険料段階の設定 ●



2 介護保険料の算定

第9期計画期間中に見込まれるサービス給付費や地域支援事業費などの必要額と被保険者数から基準額を算出し、国の標準段階・料率を基に13段階と設定したほか、第1号被保険者負担分を軽減するため介護給付費準備基金を取り崩して組み入れることにより、保険料基準額を、「**6,540円**」としました。

● 保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合 ●

段階区分	該当条件	基準額に対する割合	月額	年額
第1段階	生活保護の受給者又は世帯全員が市町村民税非課税	0.455	2,970円	35,640円
	かつ本人が老齢福祉年金受給者及び世帯全員が市町村民税非課税 かつ本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下	軽減後 0.285	1,860円	22,320円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	0.685	4,470円	53,640円
	かつ本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	軽減後 0.485	3,170円	38,040円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税	0.69	4,510円	54,120円
	かつ本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円超	軽減後 0.685	4,470円	53,640円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、世帯に課税者が有り、かつ公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	5,880円	70,560円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、世帯に課税者が有り、かつ公的年金等収入と合計所得金額の合計80万円超	1.00	6,540円	78,480円
第6段階	市町村民税課税かつ 合計所得金額が120万円未満	1.20	7,840円	94,080円
第7段階	市町村民税課税かつ 合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	8,500円	102,000円
第8段階	市町村民税課税かつ 合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	9,810円	117,720円
第9段階	市町村民税課税かつ 合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.70	11,110円	133,320円
第10段階	市町村民税課税かつ 合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.90	12,420円	149,040円
第11段階	市町村民税課税かつ 合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.10	13,730円	164,760円
第12段階	市町村民税課税かつ 合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.30	15,040円	180,480円
第13段階	市町村民税課税かつ 合計所得金額が720万円以上	2.40	15,690円	188,280円

久慈広域連合
第9期介護保険事業計画

～ 概要版 ～

発行者 久慈広域連合介護保険課
住 所 〒028-0056
岩手県久慈市中町1丁目67番地
久慈市役所分庁舎内
電 話 0194-61-3355 FAX 0194-61-3324